

一定の公職にある者等からの働きかけ等に対する県職員の対応要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の公正な職務執行を確保し、県政運営の公平性及び透明性を高め、県民の県政に対する信頼性の確保を図るため、一定の公職にある者等から不当な働きかけ等を受けた場合の報告、記録、公表等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、知事、副知事並びに知事部局、会計管理局及び労働委員会事務局に所属する職員をいう。

2 この要綱において「部局等」とは、知事部局、会計管理局及び労働委員会の事務局をいう。

3 この要綱において「一定の公職にある者等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 国会議員

(2) 地方公共団体の議会の議員

(3) 地方公共団体の長、副知事及び副市町村長

(4) (1) から (3) までの者の元職、秘書、親族、代理人及び (1) から (3) までの者を支援する政治団体の役員等

(5) 業界団体等各種団体の役員等

(6) 山口県職員であった者

4 この要綱において「不当な働きかけ等」とは、公正な職務の執行又は県民の県政に対する信頼を損なう行為（不作為により公正な職務の執行又は県民の県政に対する信頼を損なう場合を含む。）を職員に要望等する行為であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 事業採択、請負その他の契約（契約内容の決定、入札手続等を含む。）又は許認可等の処分（以下「処分等」という。）に関し、特定の者等のために有利又は不利な取扱いを求める行為

(2) 処分等に係る事務の公正を害する行為

(3) 職員の採用、昇任、転任等について人事の公正を害する行為

(4) その他法令等に違反する行為を求める行為

(5) 要求に応じることができない旨の回答を受けているにもかかわらず、正当な理由なく執拗に要求し続ける行為

5 この要綱において「要望等」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思表示をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

(1) 公式又は公開の場で行われたもの

(2) 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認

(3) 各機関の意思決定に基づき作成された意見書、要望書等

(4) 法令等により認められた権利の行使等

6 第4項の「公正な職務の執行又は県民の県政に対する信頼を損なう行為を職員に要望等する行為」には、当該職務を担当する職員に公正な職務の執行又は県民の県政に対する信頼を損なう行為をさせるために指示等をするを、当該職員以外の職員に要望等する行為を含むものとする。

(報告等)

第3条 不当な働きかけ等に該当すると思料する要望等を受けた職員は、その内容を所属長（部局等の長又は課、室若しくは出先機関の長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた所属長は、当該行為が不当な働きかけ等に該当するか否かを判断するものとする。

(記録)

第4条 前条の規定に基づき、不当な働きかけ等に該当すると判断された場合は、不当な働きかけ等を受けた職員は、当該不当な働きかけ等の概要を、記録票（別記様式）に記録するものとする。ただし、課、室又は出先機関の長より上位の職位にある職員は、不当な働きかけ等に係る事務を所管する課、室又は出先機関の長に記録票の作成その他の事務を行うよう指示等することができる。

(記録票の取扱い)

第5条 職員は、記録票を作成した場合は、所管部局等の主管課に提出の上、報告するものとする。

2 主管課長等（総務部人事課長は除く。）は、速やかにその写しを添付し、総務部人事課長に報告するものとする。

3 総務部人事課長は、前項の内容を総務部長に報告するものとする。

4 作成された記録票は、所管部局等の主管課において保管するものとする。

5 記録票について山口県情報公開条例（平成9年条例第18号）の規定に基づく開示請求があったときは、主管課長等が対応するものとする。ただし、開示請求に係る記録票が複数の部局に係るものであるときは、総務部人事課長が対応するものとする。

(公表)

第6条 総務部長は、第5条第2項の規定に基づき調査票の提出があった場合は、その内容を知事に報告するものとする。

2 知事は、毎年度の不当な働きかけ等の件数を公表するとともに、必要があると認めるときは、不当な働きかけ等の内容等を公表するものとする。

(記録及び公表の説明)

第7条 職員は、不当な働きかけ等をする相手方に対し、当該不当な働きかけ等について記録し、山口県情報公開条例の規定に基づく開示請求及び前条第2項の規定に基づく内容等の公表の対象となる旨を説明するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

記 録 票

作 成 年 月 日	年 月 日
作 成 所 属	

相 手 方	住 所	
	氏 名	
	役 職 名 等	
要 望 等 日 時	令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分	
要 望 等 の 方 法 及 び 場 所	方法： 1 口頭 2 電話 3 その他（ ） 場所：（ ）	
働 き かけ 等 を 受 け た 職 員 （ 所 属 ・ 職 氏 名 ）		
記 録 者 （ 所 属 ・ 職 氏 名 ）	※働 き かけ 等 を 受 け た 職 員 と 記 録 者 が 異 な る 場 合 の み 記 載	
働 き かけ 等 の 内 容		
対 応 状 況		
備 考		
記 録 票 開 示 に 係 る 説 明 状 況	1 有 2 無 状 況 ： （ ）	